令和５年度 ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱

一般社団法人　栃木県トラック協会

（目　　的）

第１条　この要綱は、一般社団法人栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）が行う、事業用トラックの事故や急加速･急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下ドライブレコーダ）という。）の普及を図り、交通事故の防止に資するため ドライブレコーダ機器等（以下「機器」という。）の導入に対する助成金（ 以下「助成金」という。）の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

（助成対象）

第２条　助成の対象となるドライブレコーダ機器等は、全ト協が定める別紙の分類別対象機器一覧に記載のある機器を助成対象とする。

（助成対象者）

第３条　助成対象者は、対象機器を新たに導入した会員事業者とする。

２　会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。
但し､新規加入した事業者については、入会後導入したものを対象とする。

３　栃ト協会費等の未納がある場合は、その限りではない。

（助成交付額）

第４条　会員事業者が新たに装着する機器に対して、栃ト協より１万円（分類は問わない）（別紙の通り）、を交付する。

２　申請は１事業者あたり、車載器及びスマートフォンのアプリケーション１０台を上限とする。

但し、導入機器の実費額（消費税抜き）が上記の助成金の額を下回る場合は、 実費額（千円未満切り捨て）を交付する。

（対象期間）

第５条　令和５年３月１日（水）から令和６年２月２９日（木）までに装着を完了し、支払いが終了したものを対象とする。

２　リース又は割賦契約の場合は、上記期間に導入が完了し、リース又は割賦契約を締結したものに限る。

３　期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了する。

（助成金の請求手続き）

第６条　助成金の交付を申請する会員事業者は、様式H「令和５年度ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付請求書」により、次の書類を添付し、栃ト協会長に対して請求をするものとする。

① 購入の場合：請求書の写し、領収証の写し
リース・割賦の場合：契約書の写し、借受証等の写し
② 機器を装着した車両を導入した場合（新車標準装備やオプション装着等）は、請求明細書や主要装備一覧表等の機器詳細の記載がある書類（写）
③ 装着証明書の写し
④ 装着した車両の車検証の写し**※令和５年１月４日以降に電子化された車検証の交付を受けた車両においては、「自動車検査証記録事項の写し」**

（助成金の交付）
第７条　栃ト協は、前条の「令和５年度ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

（財産処分の制限）
第８条　会員事業者は、交付対象の機器が導入の日から起算して１年を経過するまでは譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（助成金の返還）
第９条　栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
(1)　この要綱に定める事項に違反したとき
(2)　虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
２　前項の規定により返還を命じられた事業者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（報　　告）
第10条　栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。また、助成金の交付を受ける事業者は、栃ト協の求めがあった場合、原則として、導入した機器で得られたヒヤリハット映像および事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

（その他必要な事項）
第11条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、栃ト協が別にこれを定める。

（附　　則）
１．　本要綱は、令和５年４月１日より適用する。